



広野みかんクラブ (仮称)

先日チラシでお知らせした(仮称)広野みかんクラブです。5月から「toto」の支援をうけてスタートする予定です。現在、実施できそうな項目を挙げてみました。

なお、詳しいことについてはチラシ等を配布する予定です。

① 下学年を対象に「体力を向上させる親子ゲーム」

② 成人を対象に「登山教室」

③ 成人を対象に「健康教室」

月1回程度、考えています。

総合型地域スポーツクラブ

〒979-0408 広野町中央台1-1(広野町公民館内)
☎27-3244 FAX 27-2015

未登録の銃砲・刀剣類を発見された方は、登録を受けてください。

1、未登録の銃砲刀剣類を発見した場合

次の手続きをしてください。

(1) 発見届出

未登録の銃砲刀剣類を発見したときは、まず最寄りの警察署に発見届をしてください。

(2) 登録手続きの案内

発見届が済むと、県教育委員会(県教育庁文化財課)から発見届出者に登録審査会の案内があります。

(3) 登録審査会

登録審査会の案内がありましたら、速やかに登録審査会で審査を受けてください。なお、登録審査会には次のものを持参してください。

ア 発見届をした銃砲刀剣類

イ 銃砲刀剣類発見届出済証(警察署から交付されたもの)

ウ 登録申請書(県教育委員会から送付されたもの)

エ 印鑑

オ 登録審査手数料(福島県収入証紙で納入)

1 件(銃砲刀剣類1振又は1丁につき) 6、300円分の福島県収入証紙

※福島県収入証紙は、当日会場となる合同庁舎の売店で取り扱っています。

カ 委任状(代理人に依頼する場合) 2、登録刀剣類の所有者が代わった場合や登録証を紛失した場合等

次の手続きを行ってください。

(1) 所有者が代わった場合
新しい所有者が、登録証を発行した都道府県教育委員会に、20日以内に所有者変更届出書を提出してください。

(2) 登録証を紛失した場合

遺失物届を所轄の警察署に提出してから、登録証再交付申請書を登録証を発行した都道府県教育委員会に提出し、登録審査会において審査を受けてください。

なお、紛失した状況により、警察署は遺失物届の提出を求めないこともあります。

(福島県以外で登録した銃砲刀剣類でも審査は県内で受けることとなります。)

※再交付手数料(登録証を発行した都道府県の収入証紙で納入) 福島県の場合は、1件(銃砲刀剣類1振又は1丁)につき3、500円分の福島県収入証紙

(3) 貸付又は保管を委託する場合
貸付又は保管委託届出書を20日以内に登録証を発行した都道府県委員会に提出してください。

また、貸付等が終了した場合は、速やかに貸付け又は保管委託終了届出書を提出してください。

3、注意事項
登録、所有者変更、再交付申請等の手続きを怠ると、不法所持になり罰則を受けることがありますので、速やかに手続きを行ってください。

☎ 福島県教育委員会(文化財課)
024152117787

平社会保険事務所

社会保険出張相談所 開設のお知らせ

年金に関する各種相談は社会保険事務所で行っておりますが、年金受給者・被保険者等の利便を図る

ため、富岡町役場と浪江町役場に社会保険出張相談所を開設しますので、「ご利用ください。なお、「ご利用の際は事前に予約をお願いします。平成21年度

社会保険出張相談所開設日・場所

開催日	富岡町役場	浪江町役場
平成21年 4月 15日(水)		22日(水)
5月 13日(水)		20日(水)
6月 17日(水)		24日(水)
7月 15日(水)		22日(水)
8月 12日(水)		19日(水)
9月 16日(水)		17日(木)
10月 14日(水)		21日(水)
11月 11日(水)		25日(水)
12月 16日(水)		24日(木)
平成22年 1月 13日(水)		20日(水)
2月 10日(水)		24日(水)
3月 10日(水)		24日(水)

☎ 平社会保険事務所 総合相談室
024612315618

年金記録の確認にご協力ください

平成20年3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」が届いた方は、年金記録にもれがある可能性が高い方です。

● また回答をいただけていない方は、至急ご回答いただきますようお願いいたします。

● まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。

● 結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供し

ます。年金記録のご確認をお願いいたします。

● 年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分に確認をお願いします。

● 「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

● 新たな記録が見つかる、年金額が回復する可能性がありますので十分に確認ください。

☎ 057010581555

※一部のIP電話・PHSからは「03167001144」にお電話ください。

※ 一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」

☎ 05701051165まで。

※ おかけ間違いにご注意ください。

※ 通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、携帯電話の場合は全額発信者負担となります。

◆ 受付時間

月～金曜日…午前9時～午後8時
第2土曜日…午前9時～午後5時

※ 右記以外の受付日時については、社会保険庁H.A. (<http://www.sia.go.jp/>) 案内しております。

☎ お近くの社会保険事務所・年金相談センター

※ 都道府県社会保険労務士会でも無料相談を行っています。

※ 詳細は、H.A. (<http://www.sia.go.jp/>) まで。



お知らせ



企画グループ

広野町住宅用

新エネルギーシステム 設置費補助事業のご案内

町では、地球温暖化防止の観点から、非化石エネルギーの利用拡大を目指し、太陽光発電システム、太陽熱高度利用システム、太陽熱利用温水器システムをこれから設置する方に対して予算の範囲内において補助金を交付します。

◆補助金額

- 太陽光発電システム
出力1kwあたり60,000円
(最高4kwまで、上限240,000円)
- 太陽熱高度利用システム
1台あたりの設置費用に100分の10を乗じて得た額
(上限は60,000円)
- 太陽熱利用温水器システム
1台あたりの設置費用に100分の20を乗じて得た額
(上限は30,000円)

◆補助金の交付を受けるためには申請等の手続きが必要となりますので、詳しくは広野町役場総務課企画グループまでお問い合わせください。

☎ 広野町役場総務課企画グループ
27 1 2 1 1 4

町民保健グループ

広野町国民健康保険 からのお知らせ

平成21年4月1日より国民健康保険被保険者証(保険証)が力ード型に変更されました。

新しい保険証は、左図のような封筒で郵便により3月下旬に加入者へ発送を完了しておりますので、また、新しい保険証の確認が済んでない方は確認をお願いいたします。



世帯主様宛に送付しています。

また、今回から保険証が1人1枚となり携帯に便利なよう小型化されており管理には充分注意されますようお願いいたします。

なお、旧保険証につきましては、保険者である町が責任をもって処分しなければなりません。返却期日は設けません、他の用事等で役場にこ来庁の際は、町民保健グループへご返却願います。

※高齢受給者証も保険証と一緒に郵送しておりますので、旧高齢受給者証についても町民保健グループへご返却願います。

建設グループ

住宅を購入される皆様へ 「保険や供託の確認をお忘れなく」

「特定住宅瑕疵担保責任の履行

の確保等に関する法律」が平成21年10月1日から施行されます。この日以降に引き渡される新築住宅には、事業者が保険加入が保証金の供託が義務付けられます。住宅を購入される際は、その住宅がきちんと保険や供託の措置をとられているか忘れずに確認しましょう。

☎ 建設課建設グループ
27 1 4 1 6 1

教育委員会

就学援助(要保護・準要保護制度)のお知らせ

1、要保護・準用保護制度とは…?
広野町では、学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行い義務教育が円滑に受けることができるよう、学用品費や修学旅行費などの一部を援助しています。

2、対象者(要保護者と準用保護者)は…?
① 要保護者
生活保護法第6条第2項の規定に該当する方
② 準用保護者
広野町教育委員会が、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた方

3、準要保護者認定の基準は…?
左記のいずれかの措置を受けた方です。
(1)生活保護法に基づく保護の停止又は廃止されたが、生活が困難である方
(2)福島県条例(昭和25年福島県

条例第50号)に基づく個人事業税の減免、広野町条例(昭和29年広野町条例第37号)に基づく町民税の非課税又は減免、固定資産税の減免を受けた方
(3)国民年金法(昭和34年法律第41号)に基づく国民年金の掛金の減免を受けた方
(4)広野町国民健康保険条例(昭和35年条例第47号)に基づく国民健康保険税の減免又は猶予を受けた方
(5)児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当の支給を受けている方
(6)福島県社会福祉協議会による生活福祉資金の厚生資金貸付世帯の方
(7)右記のほか、次のいずれかに該当する方
ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
イ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方
ウ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている方
エ 学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者
オ 保護者の生活状態が極めて悪いと認められる方
カ 経済的理由により欠席日数が多い方
キ 保護者が勤務先の倒産やリストラなどの影響を受け、収入が大幅減になった方
ク 認定に際しては、申請書を基に世帯の状況を調査させていただき、地区の民生委員などの意見を参考に教育委員会が決定します。

4、手続きや必要なものは…?
① 児童生徒が就学援助費受給申請書(学校・教育委員会に備え付けてあります)に、教育委員会が指定するものを添付し、学校長を経由して教育委員会に提出してください。

5、就学援助対象品目及び対象児童生徒
(1)前年の所得又は収入証明書
(2)非課税証明書又は減免証明書
(3)その他教育委員会が必要と認める書類

区分	就学援助対象品目	対象児童生徒
学用品費	児童生徒の所持にかかわる物品で、各教科及び特別活動の学習に必要なとされる学用品(実験・実習材料費を含む。)	準要保護児童生徒
新入学児童生徒学用品費	新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品	準要保護児童生徒
通学用品費	児童生徒が通常必要とする通学用品	準要保護児童生徒
通学費	最も経済的な通常の経路により通学する児童(4キロ以上)生徒(6キロ以上)が利用する交通機関に係る旅券運賃等	準要保護児童生徒
修学旅行費	交通費、宿泊費、見学料並びに均一に負担すべきとなる記念写真代、医薬品代及び旅行障害保険料など	要保護児童生徒 準要保護児童生徒
校外活動費	臨海・林間学校等に参加するための宿泊費など	準要保護児童生徒
学校給食費	児童生徒の学校給食費に要する費用	準要保護児童生徒

☎ 広野町教育委員会
27 1 4 1 6 6
E-mail: kyouiku@town.hirono.fukushima.jp